

【日本台湾学会学術賞 推薦要領】

2026 年 1 月

- (1) 学術賞に推薦する際、自薦・他薦にかかわらず、当該年度の申請開始時までに 申請対象の著作物の著者及び推薦者がともに 2 年以上の会員資格を有することとする (賛助会員も推薦者となりうる)。会員資格は会費を納入していることを前提とする。原則として、同一推薦者による申請は 1 冊までとする (上下巻などの場合はあわせて 1 冊とみなす)。推薦にあたっては、「日本台湾学会賞学術賞規定」を参照すること。
- (2) 学術賞の対象は、2024 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日の間に刊行された、会員の日本語による単著書のうち、会員から自薦・他薦されたものとする。ただし、共著・論文集・資料集・翻訳書・事典・辞書・データベース類は対象としない。
- (3) 第二回学術賞の申請期間は、2026 年 2 月 1 日～同年 4 月 15 日とする。
- (4) 学会ホームページよりダウンロードした「日本台湾学会学術賞申請書」と推薦する著作物は申請期間内に紙媒体で学会事務局に必着とすること。申請書は郵送すると同時に、指定アドレスに同内容の電子データ (word ファイル等) を送信しなければならない。「申請書」には選考対象となる著書の要旨 (400 字程度)、それが学会活動の成果と看做しうる理由 (400 字程度) および推薦理由 (1200 字程度) を記載する。なお、「学会活動の成果と見做しうる理由」とは、例えば、推薦する対象が「学術大会や定例研究会での報告内容を含む」、「『日本台湾学会報』に特集論文、論説、研究ノートが掲載された」など、学会での活動が著作を完成させることに寄与したことを指す。学会における委員歴など、著作に直接つながらないものは含まない。
- (5) 申請者は、自薦・他薦ともに選考対象となる著書 1 冊を、申請期間内 (2026 年 2 月 1 日～同年 4 月 15 日) に学会事務局あてに郵送する。「学会賞の選考用」として依頼すると、出版社が費用負担して選考委員会に献本していただける場合もある。なお、提出された著作物は、返却しない。

【日本台湾学会特別賞 推薦要領】

2026 年 1 月

- (1) 特別賞に申請する際、自薦・他薦にかかわらず、当該年度の申請開始時までに 申請 対象の著作物の著者及び推薦者がともに 2 年以上の会員資格を有することとする (贊助会員も推薦者となりうる)。会員資格は会費を納入していることを前提とする。同一推薦者による申請は 1 点までとする (上下巻などの場合は あわせて 1 冊とみなす)。推薦にあたっては、「日本台湾学会賞特別賞規定」を参照すること。
- (2) 特別賞の対象は、日本台湾学会学術賞の規定を満たさないが、2024 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日の間に刊行された会員の著作物のうち、会員から自薦・他薦されたもので、学会活動の成果と看做しうるきわめて優秀な著作物とする。
- (3) 第一回特別賞の申請期間は、2026 年 2 月 1 日～同年 4 月 15 日とする。
- (4) 自薦・他薦とともに学会ホームページよりダウンロードした「日本台湾学会特別賞申請書」と推薦する著作物は申請期間内に紙媒体で学会事務局に必着とすること。申請書は郵送すると同時に、指定アドレスに同内容の電子データ (word ファイル 等) を送信しなければならない。「申請書」には選考対象となる著作物の要旨 (400 字程度)、それが学会活動の成果と看做しうる理由 (400 字程度) および推薦理由 (1200 字程度) を記載する。なお、「学会活動の成果と見做しうる理由」とは、例え、推薦する対象が「学術大会や定例研究会での報告内容を含む」、「『日本台湾学会報』に特集論文、論説、研究ノートが掲載された」など、学会での活動が著作を完成させることに寄与したことを指す。学会における委員歴など、著作に直接つながらないものは含まない。
- (5) 申請者は、自薦・他薦とともに選考対象となる著作物 1 冊を申請期間内 (2026 年 2 月 1 日～同年 4 月 15 日) に学会事務局あてに郵送する。「学会賞の選考用」として依頼すると、出版社が費用負担して選考委員会に献本してくれる場合もある。なお、提出された著作物は、返却しない。